

●香川県告示第208号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年4月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

丸亀市

2 事業の種類

丸亀市新学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県丸亀市飯山町東坂元字楠見及び川原字鎌田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県丸亀市飯山町東坂元及び川原地内において施行する「丸亀市新学校給食センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、丸亀市が設置する学校給食センターに関する事業であることから、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、丸亀市学校給食センター条例に基づき丸亀市が設置する中央学校給食センター及び綾歌学校給食センターについて、両センターを統合して新学校給食センター（以下「新センター」という。）を新築整備するものであることから、起業者である丸亀市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、起業者である丸亀市は、既に用地取得等に要する経費の予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

丸亀市の学校給食は、市内の幼稚園（ただし、旧丸亀市内を除く。）園児、小学校児童及び中学校生徒並びに教職員11,365人を対象に、中央、第二、本島、綾歌及び飯山の5つの学校給食センターで調理されている。このうち、中央学校給食センターは8校5,104人分の、綾歌学校給食センターは1園4校1,312人分の学校給食を調理しているが、いずれの施設も老朽化が進んでいる。（数値はいずれも平成19年5月現在）

また、文部科学省が制定した「学校給食衛生管理の基準」では、学校給食実施者は、自らの

責任において安全な学校給食の実施のために必要な措置を講じるよう努めることとされている。中央学校給食センター及び綾歌学校給食センターは、その基準に十分に適合したものとは言えない現状にあるが、現在地での改築整備は、工事により調理業務に空白時期を生じることになる。

以上のことから、本件事業により、新たな敷地において、中央学校給食センター及び綾歌学校給食センターを統合して、6,500食/日の調理能力を有する新センターを整備するものである。

新センターは、通常は床に水を流さないため雑菌等が繁殖する心配がない「ドライシステム」を導入するとともに、二次汚染を防止するために汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分するなど、「学校給食衛生管理の基準」に適合した施設となるよう計画されている。

本件事業の完成により、これまで以上に安全な学校給食を提供することが可能になる。また、このことによって、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する理解と関心をいっそう深める効果も期待される。

なお、起業者は、排水を除害施設により衛生的に処理して下水道に放流する等、本件事業による周辺環境に及ぼす影響に配慮した施設構造等を採用することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、平成19年5月現在で、中央学校給食センターは8校5,104人分の、綾歌学校給食センターは1園4校1,312人分の学校給食を調理している。疾病に対する抵抗力が未熟で、被害リスクの高い児童生徒のための食事である学校給食の特殊性に照らすと、学校給食の衛生管理体制の充実が急務である。また、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、本件事業は早期に施行する必要性が認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条

第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

丸亀市飯山市民総合センター